



十一

の経過利率  
の払込み

(一) 年〇・三パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 50}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三

初期利子

平成二十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十十四  
八七六五

払払元償償後第  
込場利還還の二  
期所金金期利率  
日支額限子以

平成二十年五月九日  
日本銀行額百円につき百円  
平成三十三年三月二十日  
利息を支払う。  
て、その日以。前六月間に属する  
を支払うと、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月十日